

参 考

(1) 作業計画と作業指揮者の選任

1. 作業計画

労働安全衛生規則第151条の3には、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形、車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に対応する作業計画を定めなければならない。さらに、この計画には当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び作業の方法が示されていること及びこの計画を関係作業者に周知させなければならない旨定められています。

また、同151条の4には、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならないと規定されています。

この場合、車両系荷役運搬機械等とは、同151条の2に規定があり、

- (1) フォークリフト
- (2) ショベルローダー
- (3) フォークローダー
- (4) ストラドルキャリア
- (5) 不整地運搬車
- (6) 構内運搬車（専ら荷を運搬する構造の自動車（長さが4.7m以下、幅が1.7m以下、高さが2.0m以下のものに限る）のうち、最高速度が15km以下のもの（(5)に該当するものを除く。）をいう。）
- (7) 貨物自動車（専ら荷を運搬する構造の自動車（(5)・(6)に該当するものを除く。）をいう。）

がこれに該当することとされています。

したがって、これらの車両系荷役運搬機械等を用いて荷役運搬作業を行うときは、事業者は作業指揮者を選任し、この者に作業を指揮監督させなければなりません。

作業指揮者の指名に当たっては、

- (1) 車両系荷役運搬機械に関する知識
- (2) 当該作業についての知識、経験
- (3) 職制上の地位

等を検討し、適切に作業指揮が行える者を選任することが大切です。

2. 作業指揮者の職務

荷役運搬作業の目的は、ある地点から定められた他の地点に、安全に正確に、能率的にムダなく運搬することです。

したがって、作業指揮者の職務は、作業計画に基づいて他の作業者を指揮し、安全かつ円滑に荷役運搬作業を遂行することにあります。

3. 作業指揮者の心構え

一般に作業は、段取り8分に仕事2分といわれていますが、作業指揮者は、作業開始に当たって準備段階が重要であることを認識し、過去の経験や知識を十分に生かして作業計画に基づいて周回の準備を行うことが必要です。作業指揮者が準備作業の段階で、とくに配慮しなければならない点は次のとおりです。

- (1) 作業者の、作業に必要な資格や知識、健康状態、服装、保護具等を確認する。

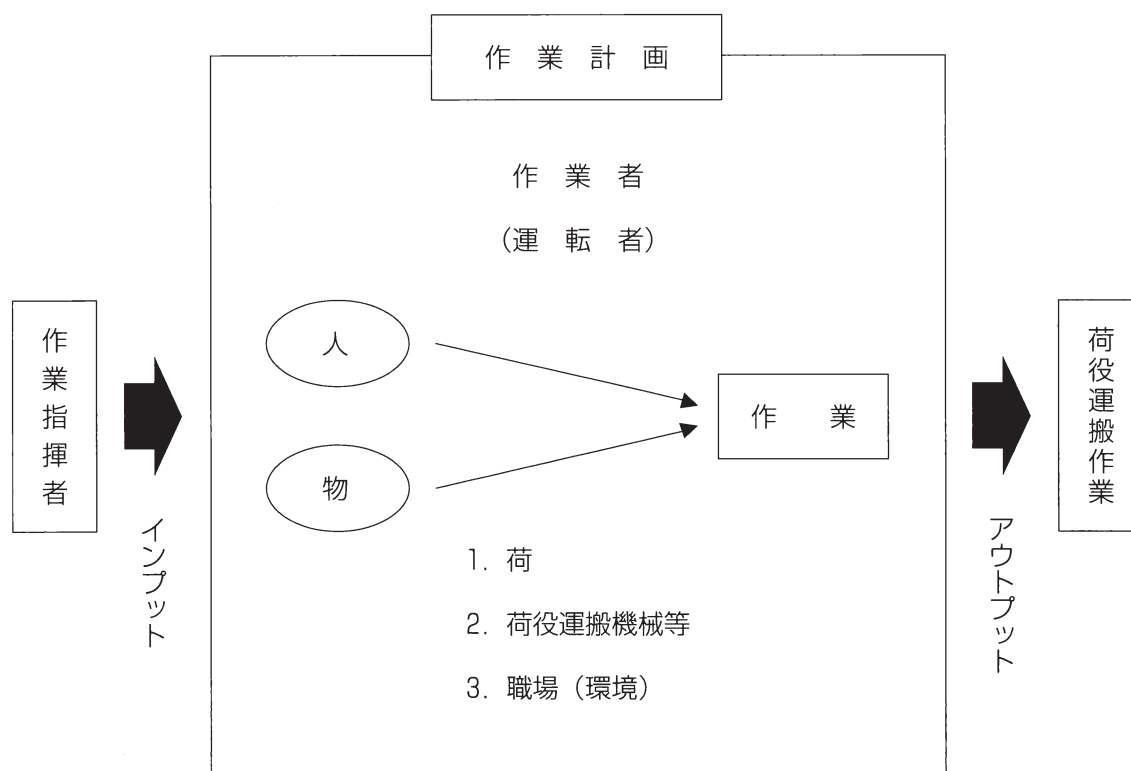
- (2) 荷の状態を確認する。
- (3) 荷役運搬機械、器具、用具について必要な能力を有しているか確認する。
- (4) 荷役運搬機械、器具、用具の作業開始前点検が行われ、異常のないものであることを確認する。
- (5) 作業環境、作業経路が安全であることを確認する。
- (6) 作業開始前に打合せを行い、安全作業マニュアルの内容等を関係作業者に徹底する。
- (7) 異常時等の措置を徹底する。

また、作業中は安全作業マニュアルに示されている手順、方法どおりに作業が行われているかを確認し、必要に応じ適切な指示又は処置をしなければなりません。さらに、作業終了時は、荷役運搬機械や器具等の異常の有無を確認するとともに作業場所の整理・整頓を行うことが必要です。また、作業が安全に能率良く出来たかどうかについての反省も大切です。

4. 作業計画の作り方

荷役運搬作業は、荷を荷役運搬機械を用いて一定の環境（職場）の中で運搬する作業者によって行われます。

図で示すと次のようになります。「荷、荷役運搬機械等、職場（環境）」を「物」で表し、作業者を「人」とし、行われる作業を「作業」とすると、四角で囲まれた部分が「作業計画」です。



作業計画には、人・物・作業の調和を図るため、次の事項が明確にされていなければならない。

- (1) なにを……………(運搬する荷)
- (2) いつまでに……………(運搬期限)
- (3) なにで……………(荷役運搬機械等)
- (4) どこで……………(作業場所、通路、道路等)
- (5) だれが……………(作業者、運転者)
- (6) どのようにして……………(作業手順とその急所、災害防止に必要な事項)

陸上貨物運送事業では、自社構内を離れて不特定の場所で少人数で作業をすることが多いうえ、荷主又は荷送り人・荷受人等の作業者と共同での作業が多く、また、荷役運搬機械を運送業者が準備する場合、荷主側等で準備する場合等があり、輸送形態や荷姿の多様化等もあり、作業条件が複雑多岐にわたっている。

一方、トラックターミナル、配送センター等においては、多数の事業者あるいは元請事業者と下請事業者が混在して作業が行われる場合もある。

このような作業実態から、荷主又は荷送り人・荷受け人等との連絡を密にし、事前に積込み場所及び積卸し場所双方の詳細な作業条件等を把握して、適切な作業計画を策定することが大切である。

また、貨物自動車を使用する作業計画については、運行管理者と密接な連携を保つ必要がある。

荷役運搬機械等による作業計画

項 目 区 分			準 備 作 業	
人 的 面	1	服装・保護具	1. 服装	荷役運搬作業の服装基準を示す。
			2. 保護具	保護帽、安全靴、保護手袋など必要な着装基準を示す。
	2	適正配置	1. 使用する荷役運搬機械等に必要な資格者を選任する。	
			2. その作業の経験、年令、健康状態を考慮する。	
	3	打合せ、教育・指導	1. 取り扱う荷の特性、運搬経路、作業場所、使用荷役運搬機械などの特性、作業方法について作業前打合わせを行う。	
			2. 特に共同作業の場合は、連絡、合図の方法を打合わせる。	
物 的 面	1	荷	取り扱う荷の材質、形状、大きさ、重量、包装などの外、損傷の有無を確認する。	
	2	荷役運搬機械等	1. 取り扱う荷、作業場所、運搬経路、その他作業条件などを配慮し、荷役運搬機械等の種類、能力、必要台数をきめる。	
			2. 定期自主検査完了のものを充当する。	
			3. 車両系荷役運搬機械等の修理、アタッチメントの装着などの場合は、作業を直接指揮する者を指名する。	
	3	器具、用具	1. 器具	荷締器、繊維ロープ、シート、はしご、台木などを準備する。
			2. 用具	つり用具、玉掛け用ロープなどを準備する。
	4	環境	1. 屋外	運搬経路の幅員および夜間作業における照明の保持。 地盤の不同沈下の防止、路肩崩壊の防止の措置をする。
			2. 屋内	通路の幅員および整理整頓の保持、床面の整備、必要な明るさ、通風、換気についての措置をする。
作 業 面	1	運搬経路	構内運搬	車両系荷役運搬機械等の運行経路をきめる。
	2	作業手順とその急所	1. 荷の積卸し、ロープかけシートかけ作業の手順とその急所をきめる。	
			2. 車両系荷役運搬機械等、クレーン、移動式クレーンなどの運転操作の手順とその急所をきめる。	
			3. 玉掛けおよび合図の方法をきめる。	
			4. 車両系荷役運搬機械等の自走または積卸し時の作業手順とその急所をきめる。	
	3	災害予防措置	1. 車両系荷役運搬機械等の安全走行速度をきめる。	
			2. 危険場所での作業には、誘導者を指名する。	
			3. 共同作業や危険場所での作業には、合図の方法をきめる。	
			4. 運転者が運転位置から離れるときの安全心得をきめる。	
			5. フォーク、ショベルアームに支持されている荷の下に立ち入らせない措置をする。	
			6. 乗車席以外に他の作業者を乗せない措置をする。	
			7. 車両系荷役運搬機械等を主たる用途以外に使用禁止の措置をする。	
	4	異常時などの措置	1. 異常発生時の措置	荷役運搬作業中、異常が発生した場合の処置の方法をきめる。
			2. 災害発生時の措置	緊急処置、救急処置の方法をきめる。

立案にあたって考慮すべき要件

本 作 業	後 作 業
作業指揮者は、作業者の服装、保護具の正しい着装につき指導する。	作業者の異常の有無を確認する。
作業指揮者は、荷役運搬機械等の運転に有資格者があたっているか、また、他の作業者の心身状態に異常がないかを確認する。	
作業指揮者は、作業者の知識、経験の有無を確認し、必要な場合は指導を行う。	
作業指揮者は、作業者の荷くすれや荷のいたみがないかを確認する。	荷の損傷の有無を確認する。
作業指揮者はつぎのことを確認する。 1. 作業に適当な、機種、台数 2. 作業開始前点検の完了状況 3. 作業中の機械の稼働状況 4. 修理、アタッチメント装着などの作業を直接指揮する者の任命の状況	機械、器具、用具などの点検、整備を行う。
作業指揮者はつぎのことを確認する。 1. 器具・用具は必要なものが準備されているか。 2. 作業開始前点検の完了状況。 3. 作業中に損傷はないか。	
作業指揮者は、作業に必要な環境条件が整備されているか、また、作業中に変化がないかを確認する。	作業場などの整理整頓を行う。
1. 作業指揮者は、作業計画に基づき、作業中適宜、不安全な行動、不安全な状態を排除するため監督・指示を行う。 2. 一つの荷でその重量が100kg以上のものを、構内運搬車、貨物自動車、貨車に積卸しする場合は、積卸し作業指揮者に次の事項を行わせる。 ① 作業手順および作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 ② 器具および用具を点検し、不良品を取除くこと。 ③ 当該作業を行う箇所には関係作業員以外を立ち入らせないこと。 ④ ロープ解き作業およびシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後作業の着手を指示すること。 ⑤ 昇降設備および保護帽の使用状況を監視すること。	作業指揮者は、作業終了後、運搬経路、作業手順、災害予防措置が適切であったかを検討し、必要な場合は改善策を検討する。
作業指揮者は、異常発生時または災害発生時の処置について監督指示を行う。	異常などの発生した場合、その原因はなにか、またその処理は適切であったかを検討し改善策をたてる。

フォークリフトによる作業計画（様式例）

作 成 年 月 日	年 月 日		計画作成者		
作 業 名			作業指揮者		
作業実施日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分				
荷	品 名	荷 姿	個 数	一個の重量	備 考
		パレット			
		木 箱			
使用するフォークリフト及び従事者	車両番号	能力	運 転 者	誘 導 者	備 考
フォークリフトの運行経路					
				立入り・走行・禁止箇所	1 設定なし 2 設定あり (具体的に掲載)
積付け又は取卸しの方法					
適用する安全作業マニュアル、作業手順等	① ある場合：その名称 ② ない場合：作業方法、作業手順及び留意すべき事項				